

令和 7 年度太子町国民健康保険保健指導等業務に関する仕様書

令和 7 年 5 月作成

1 事業目的

太子町国民健康保険被保険者のうち、糖尿病が重症化するリスクの高い者に対し、医療機関への受診勧奨や生活習慣病改善に向けた保健指導を行うことにより、治療に結びつけるとともに、腎不全、人工透析への移行を防止・遅延させる。

また、生活習慣病が重症化するリスクの高い者に対し、医療機関への受診勧奨や生活習慣改善に向けた保健指導を行うことで、生活習慣病の重症化予防を図る。

2 事業規模

委託金額 3,080,000 円以内(税込)

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 対象者と参考対象者数・保健指導の内容

太子町国民健康保険被保険者のうち、下記の条件にあてはまる等、保健指導が必要と認めた者（予定人数であり、確定ではない）

(1) 糖尿病性腎症重症化予防

①糖尿病未治療者受診勧奨、保健指導

健診において、下記項目に該当し、かつレセプトデータより糖尿病の未治療者（15 名程度）

- ・空腹時血糖 126 mg/dl（随時血糖 200 mg/dl 以上）
- ・HbA1c6.5%以上

ただし、当該基準を満たす者のうち、下記の者は糖尿病性腎症のリスクが高いため優先する。

- ・尿蛋白（±）以上
- ・eGFR60ml/分/1.73 m²未満
- ・血圧 130/80mmhg 以上または対象年度に高血圧症の受診実績がある者

②糖尿病治療中断者受診勧奨、保健指導

レセプトデータから過去に糖尿病治療歴があり、最終の受診から 6 か月を経過しても受診した記録がない者(10 名程度)

(2) 生活習慣病重症化予防

健診において、下記に該当し、未治療である者(60 名程度)

- ①高血圧：収縮期血圧 160 mm Hg 以上、または拡張期血圧 100 mm Hg 以上
- ②脂質代謝異常：LDL コレステロール 180 mg/dl 以上、中性脂肪 500 mg/dl 以上

5 実施者

保健指導を実施する者は、医療専門職で保健指導・訪問指導の経験がある者とする。

6 業務内容

※以下、太子町を委託者、事業者を受託者という。

(1) 糖尿病性腎症重症化予防

ア 対象者の抽出（委託者）

- ・委託者が対象者を抽出後、対象者リスト（指導区分等を記載）を作成し、受託者に提供する。

イ 趣旨説明通知（受託者）

- ・受託者が事業案内通知を作成し、対象者へ送付する。
- ・通知文書送付用封筒については、委託者の名入れしたものを委託者が用意する。

ウ 受診勧奨及び保健指導の実施（受託者）

- ・原則訪問により実施するが、対象者の希望や状況に合わせ、電話・オンライン等での支援を行うものとする。受託者が本町の地図を準備する。
- ・対象者に応じて、医療機関への受診勧奨を行うとともに、対象者自身の健康状態の理解度を確認したうえで、生活習慣改善に向けた保健指導を行う。なお、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づいて実施する。
- ・参加者に提供する教材を必ず用意し、プロポーザル当日に委託者に提示、使用前に確認の依頼を行うこと。
- ・連絡票（医療機関受診確認）を作成し、受診の際に医師に提出するよう説明する。連絡票は文書料が発生しにくいチェック仕様とし、往復はがき、もしくは返信用封筒により、医療機関から受託者へ返送してもらうこと。

エ 受診・受療の確認（受託者）

- ・医療機関からの連絡票の返送、もしくは本人からの聴取により受診・受療の確認を行うこと。

オ 個人記録の作成（受託者）

カ 結果報告書の作成（集計・分析・評価）及び報告（受託者）

個人ごとに受診勧奨、保健指導の実施方法、受診の有無がわかるようにまとめる。

(2) 生活習慣病重症化予防

「(1) 糖尿病性腎症重症化予防」に準ずる。ただし、「ウ 受診勧奨及び保健指導の実施（受託者）」4項目の連絡票については不要とし、「エ 受診・受療の確認（受託者）」は受診勧奨実施から1～2か月後に本人からの聴取により行うこと。

7 評価

評価は事業ごとに行う。

(1) 糖尿病性腎症重症化予防

- ・医療機関受診の有無等。

(2) 生活習慣病重症化予防

- ・医療機関受診の有無等。

8 スケジュール

令和7年7月	契約の締結
令和7年10月～	対象者リスト提供 趣旨説明通知、保健指導開始
令和8年2月末まで	受診・受療の確認
令和8年3月	結果報告書提出及び実施報告

9 委託料の支払い

- ・実績払いとする。
- ・見積書に記載の人数に達しない場合等は、委託者、受託者協議のうえ変更契約を行う。

10 苦情対応

対象者からの苦情や要望については、受託者が速やかに対応し、必要に応じて委託者に報告する。

11 その他

- ・委託業務開始前に、実施内容について打ち合わせを行うこと。また、随時進捗について報告する。
- ・本仕様書記載事項以外でも、有効と思われる提案があれば行うこと。
- ・本仕様書記載事項以外でも、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに、委託者の指示を受けるものとする。